

DVに気づいて

あなたに届けたい相談の扉

日本には、配偶者等から暴力をうけた場合、被害者の保護に関する法律（DV防止法）があります。日本に住んでいる全ての外国人（在留資格は問いません）も対象として適用されます。どんなことでも、相談してください。

こんな経験していませんか？？

以下の項目に思い当たることがあれば、相談しましょう。

DVチェックリスト

- 配偶者の機嫌がいつも気になり、配偶者のいうとおりの行動をしている
- 頭痛、めまい、吐き気、眠れない、疲労感をよく感じる
- カッとなつたら物に当たったり、あなたに手を挙げたり、乱暴な言葉や態度になる
- あなたがいやだと言っても性行為を強要する
- 言うとおりにしないと在留期間更新に協力しないぞと脅かすことがある
- 出身地の言葉や食事などをばかにして使わせない
- 離婚したら子どもの親権がとれないとおどされる
- 永住権をとらせないために離婚するぞと言う
- 本国に帰れと頻繁に言われる
- 外国人のおまえなんか誰も信用しないと言われる

[日本DV防止・情報センター出典に一部加筆したものである]

DV（ドメスティックバイオレンス）とは・・・

配偶者等からの暴力によって相手を思い通りに支配しコントロールすることをいいます。

配偶者等とは、「戸籍上の夫婦」「事実婚」「離婚」を含みます。

「事実婚」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を言います。また、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることも含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手、元・生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害にあたります。

暴力を振るう配偶者は、おうおうにして外面がよいのです。「配偶者に暴力を振るわせる私が悪いのだろうか?」と暴力を振るわれる人自身にそう思わせてしまうことが問題なのです。

暴力を振るう配偶者は、特別なタイプではなく、年齢、学歴、職業など関係ありません。

DVの原因として、お酒を飲む人や遺伝、元々粗暴な人とは限りません。暴力を振るう人が悪いのです。

「私が悪いから」「私の努力が足らないから」と思い悩むことはありません。

暴力の種類

身体的暴力

殴る、ける、引きずり回す、突き飛ばす、首を絞める

心理的暴力

ばか、お前は何もできないと言って傷つける、日本人は優秀といってバカにする

性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、宗教上中絶できない文化的背景があるにもかかわらず中絶を無理矢理させる

経済的暴力

生活費を渡さない、収入を取り上げる

社会的暴力

交友関係や電話・手紙などを細かくチェックする、つきあいを制限する、外出させない

子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力を振るう、子どもに配偶者を非難させたり中傷することを言わせる（子どもの前で暴力を振るうことは児童虐待にあたります）

在留手続きを利用した暴力

在留期間更新に協力しない、在留カードをとりあげる、子どもを取り上げ日本から追い出そうとする、「在留期間の延長ができなければ強制送還されるぞ」と脅す

文化的暴力

母国語を使わせない、出身地の言葉や食事などをばかにして使わせない、母国の宗教的な習慣や考えを無視する

配偶者等からの暴力から逃げたい、DVのことを知りたいなど困っていることがあれば、気軽にご相談ください。

子どもは、傷ついています。

見た目は元気そうでも傷ついています。

多くの子どもたちは、暴力を見ています。直接子どもが暴力を受けることもあります。

暴力を見たり、受けたりしながら育つことで、子どもたちはこころや体に影響を受けます。

- ◎ 落ち着きをなくす
- ◎ 攻撃的になる
- ◎ 勉強に身が入らない
- ◎ 本来の自分を出さないで、大人の顔色をうかがったりする
- ◎ 自分の感情をおさえて大人の欲求に応えようとする「よい子」の行動をする
- ◎ 自分より強い人に対しても受け身的な行動をとる
- ◎ 「自分が悪いからいじめられる」「自分は悪い子」と自分を非難する
- ◎ 対人関係に問題をもち不登校や引きこもっている

など、子どもたちが受ける体験の程度や受け止め方で、表現される行動は異なります。また、一人ひとりの表現もさまざまです。子どもたちの成長を促すためには、ビクビクせず、暴力のない安心した環境を整えることが何よりも大切です。

暴力を振るう配偶者等を近づけない方法があります。方法は、保護命令として、「接近禁止命令」、「電話等禁止命令」及び「退去等命令」があります。

「接近禁止命令」

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居・勤務先等の付近をはいかいすることを禁ずるもの。

「電話等禁止命令」

面会の要求、乱暴な言動、電話・電子メール等を禁ずるもの。

「退去等命令」

被害者と共に住む住居から一定期間退居することを命じ、その住居の付近をはいかいすることを禁ずるもの。

身の危険がある場合、一時保護できる場所があります。くわしくは、下記の相談窓口にご相談ください。
危険な時は、110番してください。

配偶者等からの暴力（DV）相談窓口

相談窓口 / 対応言語 / 電話番号 / 相談日 / 相談時間

兵庫県女性家庭センター（兵庫県配偶者暴力相談支援センター） /
日本語 / 078(732)7700 / 毎日 / 9:00-21:00

兵庫県立男女共同参画センター・イーブン 女性のためのなやみ相談 /
日本語 / 078(360)8551 / 月～土曜日（祝日・年末年始を除く） / 9:30-12:00 13:00-16:30

兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談 /
日本語 / 078(371)7830 / 毎日 / 24時間

大阪入国管理局神戸支局 総務課 /
日本語 / 078(391)6377 / 月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） / 8:30-12:00 13:00-17:15

兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター（生活相談） /
英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語 / 078(382)2052 / 月～金曜日（生活相談） 9:00-17:00
月曜日（法律相談、要予約） 13:00-15:00

神戸国際コミュニティセンター KICC /
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピノ語 / 078(291)8441 / 英語・中
国語 月～金曜日、韓国語 金曜日、スペイン語・ポルトガル語 火・木、ベトナム語 月・水、フィリピノ語 水 /
10:00-12:00 13:00-17:00（電話は9:00～対応可）

NGO神戸外国人救援ネット /
英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語 / 078(232)1290 / 金曜日 / 13:00-20:00（中国語は
18:00までです）

ベトナム夢KOB E /
日本語、ベトナム語 / 078(736)2987 / 火～金曜日（祝祭日を除く） / 10:00-17:00

アジア女性自立プロジェクト /
日本語、英語、ポルトガル語 / 078(734)3633 / 水曜日 / 11:00-16:00

恋人間の暴力についても相談を受けています。相談内容や相談方法は各機関によって異なります。
くわしくは各機関にお問い合わせください。なお、各警察署（生活安全課）や市町DV担当課等でも相談できます。